

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和7年4月21日（月） 午前8時50分から午前9時55分 2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 5 議案第 4 号 農地法第18条の規定による許可申請 日程第 6 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 日程第 7 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 8 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転） 日程第 9 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第10 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時50分）

事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和7年4月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。																		
会長	会長さん宜しくお願いします。																		
会長	《会長あいさつ》 それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 15 番 大橋 一之 委員 議席番号 2 番 山田 真弘 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td><td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件</td></tr> <tr> <td>議案第2号</td><td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件</td></tr> <tr> <td>議案第3号</td><td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件</td></tr> <tr> <td>議案第4号</td><td>農地法第18条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件</td></tr> <tr> <td>議案第5号</td><td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件</td></tr> <tr> <td>議案第6号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・19件</td></tr> <tr> <td>議案第7号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・8件</td></tr> <tr> <td>専決報告</td><td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・1件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件</td></tr> <tr> <td>報告</td><td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・14件 2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</td></tr> </table>	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件	議案第4号	農地法第18条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件	議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件	議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・19件	議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・8件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・1件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・14件 2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件																		
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件																		
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件																		
議案第4号	農地法第18条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件																		
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件																		
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・19件																		
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・8件																		
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・10件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・1件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件																		
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・14件 2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件																		

会長	それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番から 4 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 1 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	申請番号 4 番の申請事由について、社会福祉事業の運営に必要な要に供するためとは具体的にどのようなことでしょうか。
事務局	社会福祉施設の入居者が農業を行うためのものであり、具体的にはジャガイモ、ネギ、サツマイモを栽培する計画です。
会長	そのほか宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、息子夫婦と家族 3 人で愛西市雀ヶ森町大縄場 1561 番地 73、同所堤敷 28 番地上に所在する居宅に住んでいます。農業用に軽トラックを 1 台所有しており、農地の移動及び作物を運搬するために使用しています。トラックの荷台に農業器具や農作物を積んだままにすることも多く、風雨を避けるため車庫を建築したいと考えておりますが、現在の敷地内では希望する大きさの車庫が建築できません。そのため、現居住地の東側に車庫を建築する計画を立てました。子も定年近くとなり、定年後は息子夫婦そろって農業に精を出す予定です。今般の申請にて申請地を譲り受け、農業用資材置場及び駐車場を設置する計画です。 以上、1 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長	只今、事務局より議案第２号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	申請地周辺の農地の利用状況はどうでしょうか。
事務局	畑として利用されています。
加賀委員	申請地と住所の地番は同じですか。
事務局	住宅は申請地の隣にありますが、住民票の登録上の表記となっています。
会長	そのほか宜しいでしょうか。 それでは、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請１件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請３件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、宅地建物取引業を主としています。本店敷地は極端な変形地に事務所及び賃貸住宅１棟が存在し、賃貸住宅には２世帯９人が居住しています。各世帯３台ずつ車を保有しています。現在の駐車場は建物の東側に居住者用３台分を確保し、建物の西側に居住者用３台、会社用２台、来客用１台分として空地があるものの、不整形で使い勝手が悪い状況のため、西側の土地を買い受け、駐車場として拡張整備する計画です。今般の申請にて申請地を譲り受け、物置兼駐車場を設置する計画です。 （２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、奈良東大寺を本山とする華嚴宗の寺院で、信者、一般参拝者の参拝の証として御朱印の交付を行ってまいりました。由緒正しき東大寺の御朱印でもあり、参拝者等の人気は高く、参拝者の人数も年々増加しつつあります。そのため、現在借りている駐車場では台数に不足が生じており、よって参拝者数に見合った駐車場台数を確保するため、隣地農地を取得し駐車場とするべく、農地転用許可申請にいたしました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

	(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成7年に稲沢市で生まれ、去年、結婚して現在は妻と愛西市内の賃貸アパートに住んでいます。住民票の住所は便宜上、実家の住所地となっています。結婚前から将来の生活を妻と相談していますが、共に多くの子どもを望んでいること、今後の資産形成を考えると自己の持家を持つことは共通の認識です。そこで、両親に相談したところ、父が所有する申請地へ建築するよう勧めてくれました。申請地は両親の家から車で約3分の距離で、今後は私どもの子供の養育や日常生活を少なからず援助してもらえることができる一方、両親の老後の手助けもできるので最善地と判断しています。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。 以上、3件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第3号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、土地所有者で田の2筆の賃貸借権の解除を求めた許可申請となっております。 1. 経緯 申請者(賃貸人)によりますと戦前より賃貸人の祖父と借受人の祖父と当該土地を口頭での契約により、賃貸借(賃料は年間一反当たり1俵)で賃貸借が行われていたとのことです。平成27年に現借受人の父が亡くなり、引き続き賃貸借に基づき相続人の一人である兄が賃料を支払い、耕作をしていました。 その後、令和元年に正式に賃借権を含めて相続が完了し、弟が申請地を引き続き耕作することになり、賃貸人が従来通りの賃料を伝えたところ高いと支払いを拒否されましたが、耕作は継続されている状況です。

それ以降、賃貸人は現耕作者に督促をしていましたが、現在まで未払いのままのため賃貸借を解除したいということで今回の申請となっております。

2. 申請内容

賃料の未払いが続いている状況であるため、賃貸人から賃借人に対し、合意解約の申し入れを行ったが、合意が得られず、農地の賃貸借契約を解除するには農地法の許可を得ることが必要となるため、令和7年4月7日付で賃貸人から愛西市農業委員会に農地法第18条第1項の規定による許可申請が提出されました。

3. 聞き取り内容

・借受人の主張

土地改良事業による圃場整備の際に、労働の割り当てが耕作面積割であった。地主側は面積相当分の労働を行わなかったため、小作人である借受人の祖父又は父が代わりに地主の分の労働も行った。その時の労働に対する報酬が地主から支払われていないため、その報酬を賃貸人が支払うか相当額を相殺してなら賃料を払うと主張している。また、賃貸借を解除して土地の明け渡しをするなら4分6分（しぶろく）で小作人として土地をもらう権利があると主張している。

・賃貸人の主張

当該地区では過去から4分6分で土地を渡すことなく、合意解約を行ってきた。賃貸人は賃料を払ってもらえば継続して貸すことも考えていたが、相続後の令和元年より未納が続いており、賃貸人側からいろいろ妥協案も提案してきた。しかし、借受人が提案を受け入れず、賃料を支払う意思もない。賃借人が主張する土地改良事業による圃場整備時の話は当時の話を知っている者もおらず、資料もないため借受人の主張は受け入れられない。令和6年に合意解約の申し入れを行ったが、提案も申入れも受け入れないため、賃借権を解除したい。

・農業委員会としての判断

借受人が主張する土地改良法第36条第1項により「その事業に要する経費はその地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収できる」ものとなっており、第3項には「第1項の規定による賦課に当たっては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案しなければならない」となっており、経費の賦課による夫役に対する報酬を請求しているものであると推測されます。しかし、実際に労働が経費の賦課となっていたか判別する資料はなく、それを理由に賃借料の支払いを拒んできた賃借人の信義に反する行為をした事実が消えず、賃借人との賃貸借における信頼関係は損なわれているため、賃貸人は解約を希望し、申請を取り下げる意思もありません。

以上の内容により、農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当しており、解約許可が妥当かと判断しております。なお、本総会の議決結果を愛知県農業会議へ進達し、農業会議からの回答があり次第、許可・不許可の決定をさせていただきます。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）続きまして2番ですが、1番と同一の賃借人に対して同一内容のた

	め、説明は割愛させていただきますが、1番と同様に農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当しており、解約許可が妥当かと判断しております。なお、本総会の議決結果を愛知県農業会議へ進達し、農業会議からの回答があり次第、許可・不許可の決定をさせていただきます。
会長	只今、事務局より議案第4号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	賃借については、調停への申し立てにより当事者間で紛争解決が図られるのが通常だと考えています。賃借は信義則やお互いの信頼関係がないと難しいものです。先程、賃料未払いという話でしたが、供託はされていないのでしょうか。
事務局	請求がされているという話ですが、面積割で賦課されるものについて、実際にその労働や賦課の経費として提供していたかどうかは、過去の土地改良事業の当時の資料が残っていないため確認できません。借受人の主張は、地主側が持っている土地に対しての作業を行っておらず、地主の分も含めてそれ以上の作業をしてきたというものです。その報酬をもらっていないため、その分に見合う賃料を払えない、払わないという主張は筋違いと考えます。 また、先ほど調停の話が出ましたが、事務局でも確認しました。何度も話し合ってもお互いの主張が平行線のままなので、許可として申請をしたいという経緯に至りました。
加藤委員	地主さんは弁護士に相談したうえで、この申請を提出されたそうです。
加賀委員	もし賃貸料の相場が高いのであれば、相場に合わせられないのでしょうか。
事務局	昔は1反1俵とのことでした。それに対して賃料の話が出たので、地主がいろいろ提案をされたそうですが、結局、昔の土地改良事業の影響があるため、話が平行線をたどっているとのことです。何回か話し合いが行われたようですが、解決には至っていないようです。
加賀委員	そもそも賃貸契約の契約書はなく、口約束だけですよね。
事務局	確認したところ、親世代からの話で資料は残っていないようです。
加賀委員	法律上、土地は地主のものではないのでしょうか。
事務局	口約束であっても、契約行為としては成立します。書面がなくても、お互いが合意していれば、契約行為として正当なものとされるようです。ましてや、昭和30年頃からの話であるため、口約束でも引き渡しが行われた時点で契約が成立するということです。ですので契約行為としては賃借として成立している状態です。

浅井委員	合意と農地の引き渡しで契約成立です。
加賀委員	農業委員会に申請を出さなければならないのでしょうか。
事務局	通常、農地法第 18 条は許可行為ですが、お互いが合意していれば、第 18 条第 6 項の届出が可能です。ただし、今回の場合はその合意が得られていません。お互いが納得して解約ができていないため、許可申請という形で許可を求める申請になっています。 これに対する許可権者は、現在、農業委員会に権限移譲されています。ただし、県の農業会議にも一応諮問する案件となるため、そちらでも許可の判断が行われます。それに基づいて、最終的に農業委員会としてどのような判断をするかが決定されます。
会長	土地改良の基盤整備事業で労働を提供したという話は、いつのことでしょうか。
事務局	この地区では昭和 40 年代に土地改良事業が行われたので、その時期のことだと思われます。ただし、資料がないため確認はできかねます。当時は組合員全員による労働で事業が進められました。地主分の労働に対する報酬の支払い、もしくは賃料の相殺を主張しているようです。
加賀委員	地主は耕作をする意思はあるのでしょうか。
加藤委員	田なので全面委託をすると聞いています。現在は借受人から耕作を委託しているようです。
田中委員	解約が成立したとして小作権は残らないのでしょうか。
浅井委員	18 条の許可の効力はどのくらいなのか。調停の判決なら、小作権消滅します。
事務局	現状として、永小作権は法務局での登記が必要であり、小作権という文言は現在存在していません。小作権は権利としての種類ではありません。よって、永小作権以外は賃貸借権もしくは使用貸借権となります。
加賀委員	地主からいくら払うから返してほしいという話はあるのでしょうか。
事務局	借受人は地域での 4 分 6 分を主張し、地主はそれを否定しています。法律上、4 分 6 分の話は存在しません。
会長	ここでの判断は最終ではありませんが、慎重な判断が求められます。それでは

	議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	有り難うございました。賛成多数と言う事で、許可相当として農業会議へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明）以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第5号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。 続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について19件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1番から19番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）この農用地利用集積等促進計画は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされています。先月までの市町村の「農用地利用集積計画」は、農地中間管理機構が策定する「農用地利用集積等促進計画」に統合され、経過措置を終えた令和7年4月から完全施行されました。従いまして、今後中間管理事業に基づく一括方式の利用権設定は、同法に基づく農用地利用集積等促進計画でのみ設定できることとなります。中間管理法による一括方式の農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明

	とさせていただきます。 申請番号 1 番から 19 番、全体筆数は 95 筆、面積は 98,245 m² です。 愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、17 名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコンです。愛知県の認可・公告予定年月日は 5 月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和 7 年 6 月 1 日となっております。権利の内容は賃貸借権でございます。 この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。 只今、事務局より議案第 6 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 19 件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 8 件の説明をお願いします。 《事務局説明》（1 番から 8 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、8 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。 只今、事務局より議案第 7 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 8 件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	
会長	
会長	
事務局	
会長	
会長	

会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 10 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、10 件の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。 (専決報告 現況証明願 1 番から 3 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3 件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 4 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
会長	続きまして、報告 2 件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 14 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、14 件の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地改良届出書 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1 件の届出書を受付いたしました。
会長	只今、報告 2 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時55分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月21日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者

議席番号15番委員

大 橋 一 之

議事録署名者

議席番号2番委員

山 田 真 弘